

「令和6年度第2回(110回)自動車整備技能登録試験」のご案内

●申請受付期間 令和7年1月20日(月)～1月24日(金)

●学科試験日 令和7年3月23日(日)

自動車整備士国家資格を取得するための「自動車整備技能登録試験」受験申請を下記の要領で行います。
受験を希望される方は詳細を確認の上、期間内に受験申請を行って下さい。

≪試験科目及び日程≫

試験科目	試験日
一級小型自動車学科試験(筆記・口述)・実技試験	学科(一級筆記)試験 令和7年3月23日(日) 一級口述試験:令和7年5月11日(日) 一級実技試験:令和7年8月24日(日)
二級ガソリン自動車学科試験	
二級ジーゼル自動車学科試験	
二級自動車シャシ学科試験	
三級自動車シャシ学科試験	
三級自動車ガソリン・エンジン学科試験	
三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験	
三級2輪自動車学科試験	
自動車電気装置学科試験	
自動車車体学科試験	

≪申請に必要なもの≫

①郵便ハガキ(85円)2枚(1級小型受験者は3枚)※郵便局又はコンビニ等で購入してからお越し下さい。

※ハガキには何も記入しないで下さい。(名前や住所も記入しない)

②はんこ

③写真1枚 縦4.5cm×横3.5cm 脱帽し正面から写したもの(振興会でも撮影可 500円)

④整備技能者手帳(持っている方のみ)

⑤受験手数料(一級以外の学科試験/7,200円・一級学科試験/9,300円・一級実技試験/14,000円)

⑥登録試験申請書(用紙は神戸・姫路両事務局にあります)

⑦実務経験証明書(自動車の整備作業実務の経験年数を証明する書面)

※整備技能者手帳に就職日の記載、振興会印が有る場合は手帳にて確認します。(証明書は不要)

※手帳に記載のない場合、又は手帳を作成していない方は実務経験証明書の提出が必要です。

※実務経験証明書用紙が必要な方はお電話下さい。教育・技術課直通電話 078-441-1604

※大学や高等学校等の機械、電気又は電子に関する学科を卒業された方は、必要実務経験年数を短縮できる場合があります。短縮を適用し受験される方は、機械科等の卒業を証明できる書類(卒業証書等)をお持ち下さい。

※整備士養成の大学や専門学校を卒業され、実務経験が不要の方はその卒業証書等をお持ち下さい。

整備技能者手帳に卒業学校名の記載と振興会印の有る方は手帳にて確認します。(その場合卒業証書不要)

≪申請場所及び申請期間≫

申請場所： 兵庫県自動車整備振興会 神戸事務所 神戸市東灘区魚崎浜町33 Tel078-441-1604
同 姫路事務所 姫路市飾磨区中島3323 Tel079-235-1117
申請期間： 令和7年1月20日(月)～1月24日(金)
受付時間： 午前の部9:00～11:30 午後の部13:00～16:30

≪受験資格≫

令和7年3月22日(試験の前日)までに下表の実務経験年数や条件を満たしていなければ受験出来ません。
※機械・電気又は電子に関する学科についての詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

試験の種類		修了科名	自動車の整備に関する実務経験年数
一級小型	筆記試験	二級合格者で一種養成施設の 一級課程修了者	実務経験不要
		上記以外の者	二級合格後3年以上(二級シャシは除く)
	口述試験	令和5年3月以降の一級小型自動車筆記試験合格者	
	実技試験	令和5年5月以降の一級小型自動車口述試験合格者	

※口述試験から受験される方は登録試験(筆記)合格証明書、実技試験から受験される方は一級小型自動車
学科試験合格証書の提出をお願いします。

試験の種類	修了科名	自動車整備に関する実務経験年数
二級ガソリン	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業生 上記大学に相当する外国の学校の卒業生 ※要事前確認	三級合格後1年6ヶ月以上又は二級シャシ 合格後6ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	三級合格後2年以上又は二級シャシ合格 後1年以上
二級ジーゼル	高等学校の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業生 上記に相当する外国の学校の卒業生 ※要事前確認	三級合格後2年以上又は二級シャシ合格 後1年以上
	上記以外の者	三級合格後3年以上又は二級シャシ合格 後1年以上

試験の種類	修了科名	自動車整備に関する実務経験年数
二級シャシ	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業生 上記大学に相当する外国の学校の卒業生	三級、タイヤ又は自動車車体合格後1年以 上

	※要事前確認	
	一種養成施設の三級課程修了者	三級、タイヤ又は自動車車体合格後1年6ヶ月以上
	高等学校の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業 上記に相当する外国の学校の卒業 ※要事前確認	三級、タイヤ又は自動車車体合格後1年6ヶ月以上
	上記以外の者	三級、タイヤ又は自動車車体合格後2年以上

試験の種類	修了科名	自動車整備に関する実務経験年数
三級シャシ 三級ガソリン 三級ジーゼル 三級2輪	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学、高等専門学校又は高等学校の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業 上記大学、高等学校に相当する外国の学校の卒業 ※要事前確認	6ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	実務経験不要
	タイヤ整備士、車体整備士合格者	三級シャシに限り実務経験不要
	電気装置整備士合格者	三級ガソリン、三級ジーゼルに限り実務経験不要
	上記以外の者	1年以上

試験の種類	修了科名	自動車整備に関する実務経験年数
自動車電気装置	一種養成施設の二級課程修了者	1年以上
	認定大学の二級課程卒業生	1年以上
	大学又は高等専門学校の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業 上記大学に相当する外国の学校の卒業 ※要事前確認	1年6ヶ月以上
	上記以外の者	2年以上

試験の種類	修了科名	自動車整備に関する実務経験年数
自動車車体	一種養成施設の車体課程修了者	実務経験不要
	認定大学の車体課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校の 【機械、電気又は電子に関する学科】卒業 上記大学に相当する外国の学校の卒業 ※要事前確認	1年6ヶ月以上
	一種養成施設又は認定大学の二級課程修了	1年以上

	者	
	上記以外の者	2年以上

【二級シャシ・三級2輪、三級ジーゼル・自動車電気装置・自動車車体を受験される方へ】

これらの資格を取得するには、登録実技試験が実施されませんので、実技試験免除講習を受講する、または国が行う検定実技試験を受験し合格する必要がありますが、兵庫県では自動車車体以外の講習開講予定はなく、検定実技試験で実施される試験科目も不定期です。また、自動車車体の講習開講予定につきましては兵庫県自動車車体整備協同組合様の管轄となり不定期で開講されます。

学科試験の合格有効期間は合格日から2年間であり、その期日を過ぎると合格は無効となります。したがって、学科試験に合格しても、実技試験をクリアする術がない場合がありますので、先に実技試験免除の講習を修了してから学科試験を受験されることをお勧めいたします。

《試験会場について》

試 験 科 目	試 験 会 場
一級小型自動車 学科試験	神戸会場 兵庫県自動車整備会館 姫路会場 アクリエひめじ (姫路市文化コンベンションセンター) 申請時にご希望の会場をお伝え下さい
二級ガソリン自動車 学科試験	
二級ジーゼル自動車 学科試験	
二級自動車シャシ 学科試験	
三級自動車シャシ 学科試験	
三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験	
三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験	
三級2輪自動車 学科試験	
自動車電気装置 学科試験	
自動車車体 学科試験	

※一級小型自動車《口述試験》《実技試験》は大阪で実施される予定です。